

災害対策・街づくり推進について

1 調査項目

- (1) 大規模災害対策に関する事項
- (2) 木造密集地域解消に関する事項
- (3) 土地区画整理事業、再開発事業、及び都市計画道路の整備促進に関する事項
- (4) スーパー堤防の整備促進に関する事項
- (5) 区内交通体系に関する事項
- (6) 南北交通の整備に関する事項

2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「災害対策・街づくり推進特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

（説明）

首都直下地震の発生が懸念されるなか、過去に例のない地域での想定を超える大規模地震や、近年激甚化している豪雨災害などの事象を教訓とした、区民の生命と財産を守るために、大規模水害時の広域避難先の確保など具体的な災害対策を検討する必要がある。

また、土地区画整理事業、木造密集地域の改善、都市計画道路、公園などの都市基盤整備等、これまでの良好な街づくりを継続しつつ、新たな観点から実効性ある取組みを推し進めるとともに、交通不便地域の解消、南北交通の整備など、より利便性の高い交通ネットワークづくりが必要である。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する